

三の表を次のように改める。

償還期限	利率
七年以下	年五厘五毛
七年を超え九年以下	年六厘五毛
九年を超え十年以下	年七厘五毛
十年を超え十一年以下	年八厘五毛
十一年を超え十二年以下	年九厘五毛
十二年を超え十四年以下	年一分五毛
十四年を超え十五年以下	年一分一厘五毛
十五年を超え十七年以下	年一分二厘五毛
十七年を超え三十五年以下	年一分三厘

附則

この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○財務省 告示第十九号

農林水産省 告示第十九号  
農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四号）第五十九条第一項の規定に基づき、平成六年六月二十九日大蔵省告示第十七号（農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。  
平成二十二年八月十八日

財務大臣 野田 佳彦  
農林水産大臣 山田 正彦  
「年二・六五パーセント」を「年二・五五パーセント」に改める。

附則

この告示の施行前に成立している農業信用保証保険法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○財務省 告示第二十号

農林水産省 告示第二十号  
中小漁業融資保証法（昭和二十七年法律第三百四十六号）第六十九条第一項の規定に基づき、平成七年三月三十一日大蔵省告示第七号（中小

漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件）の一部を次のように改正する。  
平成二十二年八月十八日

財務大臣 野田 佳彦  
農林水産大臣 山田 正彦

「年二・六五パーセント」を「年二・五五パーセント」に改める。

附則

この告示の施行前に成立している中小漁業融資保証法第三章第一節の規定による保険関係については、なお従前の例による。

○農林水産省 告示第千三百十七号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表一の付表第五十六の規定に基づき、トルコから発送されるグレープフルーツの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を次のように定め、公布の日から施行する。  
平成二十二年八月十八日

農林水産大臣 山田 正彦

一 植物及び地域  
グレープフルーツの生果実であつて、トルコで生産されたものであること。

二 輸送方法

船積貨物又は航空貨物として輸入されたものであること。

三 生産地における検査及び証明

(一) トルコ植物防疫機関により検査され、かつ、その検査の結果、検疫有害動植物が付着していないことを認め、又は信する旨記載されているトルコ植物防疫機関が発行した植物検疫証明書が添付してあるものであること。

(二) (一)の植物検疫証明書には、次に掲げる事項が特記されていること。

ア チチュウカイミバエに侵されていないものであること。

イ 五の消毒が行われたものであること。

四 封印

(一) トルコ内の低温処理施設（以下、低温処理施設）という。）において消毒を行う場合にあっては、生果実の各こん包又は束ねたこん包にはトルコ植物防疫機関による封印がなされていること。

(二) 海上輸送中の冷蔵設備を有する船舶（以下「低温処理船舶」という。）において消毒を行う場合にあっては、船舶の各船倉にはトルコ植物防疫機関による封印がなされていること。

(三) 海上輸送中の冷蔵設備を有するコンテナ（以下、低温処理コンテナ」という。）において消毒を行う場合にあっては、各低温処理コンテナにはトルコ植物防疫機関による封印がなされていること。

五 消毒

(一) 低温処理施設、低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて、生果実の中心部が摂氏〇・三度になった後、引き続き十六日間、その温度以下で消毒すること。

(二) 低温処理施設、低温処理船舶及び低温処理コンテナは、あらかじめトルコ植物防疫機関により(一)の消毒のために適切な施設及び設備を有するものとして指定されたものであること。

六 植物防疫官による確認

(一) 三の(一)の検査及び五の消毒が的確に実施されていることが植物防疫官により確認されること。

(二) (一)の植物防疫官による消毒が実施されていることの確認は、トルコ植物防疫機関と共同して、次により行うものとすること。

ア 低温処理施設において消毒が行われる場合にあつては、当該施設において五の消毒が行われていることを確認すること。

イ 低温処理船舶又は低温処理コンテナにおいて消毒が行われる場合にあっては、輸出港においては五の消毒が開始されていることを、輸入港においては当該消毒が終了していることをそれぞれ確認すること。

七 積み込み時の措置

低温処理施設において五により消毒された生果実を当該施設から船舶又は航空機に積み込むときは、当該生果実がチチュウカイミバエに侵されることのないための措置がとられていること。

八 表示

三の(一)の検査及び五の消毒が行われた生果実の各こん包又は束ねたこん包には、輸出植物検疫が終了している旨及び仕向地が日本である旨の表示がなされていること。

○農林水産省 告示第千三百十八号

農業近代化資金金融通法（昭和三十六年法律第二百一十二号）第三条第四項の規定に基づき、平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千八百八十二号（農業近代化資金金融通法第二条第三項第四号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。  
平成二十二年八月十八日

農林水産大臣 山田 正彦  
「年一分四厘」を「年一分三厘」に改める。

附則

この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金金融通法第二条第三項第四号の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省 告示第千三百十九号

農業近代化資金金融通法（昭和三十六年法律第二百一十二号）第三条第四項の規定に基づき、平成十四年六月二十一日農林水産省告示第千八百八十三号（農業近代化資金金融通法第三条第四項の規定に基づき、同項の農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。  
平成二十二年八月十八日

農林水産大臣 山田 正彦  
「年五毛」を「年一厘」に改める。

附則

この告示の施行前に貸し付けられた農業近代化資金についての農業近代化資金金融通法第三条第四項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。

○農林水産省 告示第千三百二十号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）附則第十一項の規定に基づき、平成二十二年四月二十三日農林水産省告示第千六百六十九号（農業経営基盤強化促進法附則第十一項の規定に基づき農林水産大臣が定める利率を定める件）の一部を次のように改正する。  
平成二十二年八月十八日

農林水産大臣 山田 正彦  
「年一分四厘」を「年一分三厘」に改める。

附則

この告示の施行前に貸し付けられた資金についての農業経営基盤強化促進法附則第十一項の農林水産大臣が定める利率については、なお従前の例による。